



第41号

毎月1回発行

発行所 秋田郡 北秋田町 森吉

編集室 44番番 64番番

TEL 米内沢 209番

第五回大館支部消防大会

当町に於て盛大に開催!

去る六月二十五日大館北秋田支部消防大会は、米内沢中学校を会場として約三百名の郡内消防幹部集合、米内沢小中合同のプラズバンドを先頭に市中行進を行い町当局並地元婦人会の協力で盛大に開催した。



自動車ポンプの市内行進



大会に於ける町長の挨拶

国民の保険料の納付について

国民年金制度の実施による、年金が受けられるよう、四月一日から保険料を納める事になりました。この年金制度は御承知のとおり、先に加算者の皆、(満六十才から支給される「国民年金手帳」)を、或は夫が死亡した場合等交付致しましたが左記納

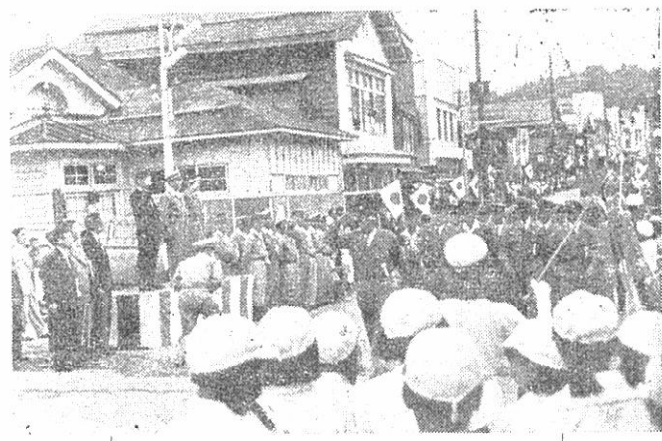


濁酒密造はやめましょう

当町における濁酒密造事件数は昭和三十四年度に比し昭和三十五年度は約二倍になつて居りますが、国政協力と朗朗社会建設の為、濁酒密造防止御協力の程切にお願い致します。

旧陸軍々人戦時加算に 並びに受付について

恩給法の一部改正に伴う本年十月一日から請求することになつておられます。戦時加算については旧軍人書の受付が開始される予、履歴申立書の受付開始に先立ち、町並びに県の事務正式受付開始予定の本年十月一日に、諸般の情勢から処理上旧陸軍関係について、初年度において相当多量では事前の次とあり、請求があると思はれ、はからいたく御協力又、確実なことは昭和をおい致します。三十七年十月一日から支なお正式手続については七月月中旬開催予定の東北六県主任者会議後市町村給に、六県主任者会議後市町村給による普通扶助請求同の会議において指示され



さつそうたる我町の消防団

前田家畜市場で開催 一才駒品評会

当町二才駒品評会を六月は馬産地森吉町の名をけ三十日前田家畜市場で開かざないだけあつて立派催し次の通り一八頭が授二才駒抽で慎重を期し賞されました。向審査に於ては、さすが

品評会授賞者

等順	馬名	性別	部著名	出陳者
壹等賞	春 里	めす	根森田	三浦由五郎
貳等賞	春 昭	めす	桐内沢	土佐吉之助
参等賞	春 勇	めす	大 岱	工藤 礼吉
四等賞	春 勇	めす	小滝新林吉郎右門	若松徳之助
参等賞	春 勇	めす	五味堀	若松徳之助
参等賞	春 勇	めす	平 里	松浦倉之助
参等賞	春 勇	めす	鷺ノ瀬	石川吉五郎
参等賞	春 勇	めす	石川作治郎	町民税の違法或は錯誤と
参等賞	春 勇	めす	桐内沢	思われるもの、異議の申
参等賞	春 勇	めす	土佐政之助	立は、地方税法才三百二
参等賞	春 勇	めす	桐内 羽場	十八条に定められてあり
参等賞	春 勇	めす	三十八条に定められてあり	ますが、才一期分の徴税
参等賞	春 勇	めす	三十八条に定められてあり	ますが、才一期分の徴税
参等賞	春 勇	めす	三十八条に定められてあり	ますが、才一期分の徴税

期限まで必ず法により納めなければなりません。第一期分：四月、五月、六月分は七月末日まで。第二期分：七月、八月、九月分は十月末日まで。第三期分：十月、十一月、十二月分は一月末日まで。第四期分：一月、二月、三月分は四月末日まで。五分割(毎月一カ月分づつ)として納める事も出来ます。

陸・海・空 自衛官志願案内

只今自衛官才二次募集集中

若さと希望にみちた青年時代に尊い体験として、職業として意義ある自衛隊での生活によつてあなたの将来への基礎をつくりましょう。

◎応募資格 一八才以上、二十五才以下、男子(学歴は問はず)

◎試験 七月二十五日(火)大館保健所で簡単な筆記試験と身体検査

◎お願 役場(支所)から既に志願票を受けとつて居る人でまだ志願票を提出していないときは七月二十五日の試験に間に合ふよう役場又は左記へ着送して下さい。

秋田市川尻山王田 自衛隊秋田地方連絡部

木材引取税の申告納付について

木材引取税は、素材(薪炭材は除かれます)の引取者に対し、左記の税率によつて賦課されますがその納付については営林署において特別徴収され、申告納付する事になつて居りますので、素材引取者で未だ申告されて居らない方及び向後本税納付の義務が生じた場合は、役場へ申告にお出で下さる様御願ひします。

記

- 一、天然杉 一立方米当り 一九八円
- 一、石当り 五五円
- 一、造林杉 一立方米当り 九七円
- 一、石当り 二七円
- 一、松 一立方米当り 七六円
- 一、石当り 二二円
- 一、広葉樹 一立方米当り 五四円
- 一、石当り 一五円

昭和36年度国民健康保険税が確定しました

昭和三十一年に於て居りますので、六月七月異議申立の場合七月二十日頃までに御申立下さる様御願ひします。

療費が値向納税組合へ送達になつた為、まだ自分の徴税令上りし、納税組合長さんより確認されて居らない方は、納税組合長さんより確認して下さい。

尚税率は左のとおりで増額されました御了承下さい。

所得割 百分の二、一四

資産割 百分の一〇、六八

均等割 一人 三五九円

平等割 一世帯八一五円

